

## 吉見裁判（第6回口頭弁論）

2014年12月15日（月）午後3時より、吉見裁判第6回口頭弁論が、東京地裁103号大法廷で行われ、約100席分の傍聴席が用意されました。その傍聴券を求めて、約200人の市民が並びました。第5回に比べて、全体的に年齢層は高めであり、特に被告人側を支援していると思われる人々は中年以上の男性の姿が目立ちました。なお今回は、韓国のKBSテレビが法廷取材に来ていました。当然ながら、韓国でも注目度が高いことが伺えます。

### <原告側の主張>

今回の口頭弁論の最も注目すべき点は、日本軍「慰安婦」制度と性奴隷制との関係について、国際法に照らして主張したことです。まず、川上弁護士が阿部浩己教授（神奈川大学・国際法）の意見書に基づきまとめた準備書面（6）の要旨を陳述しました。

川上弁護士は、「慰安婦」制度が性奴隷制度であるかは、「慰安婦」の状態が奴隷条約第1条（1）で定める「奴隷制度」の定義に該当し、かつ、被害者が性的な性質をもった行為に関与させられていたか否かによるが、「慰安婦」が性的な行為に関与させられていたことは明らかであることから、問題は、「慰安婦」の状態が奴隷条約上の「奴隷制度」の定義に該当するかにあるとしたうえで、奴隷条約上の「奴隷制度」の概念について、次のように述べました。

1926年に制定された奴隷条約第1条（1）は、「奴隷制度」とは、「所有権に伴う一部又は全部の機能が行使される個人の地位又は状態」と定めています。ポイントの第一は、「地位」だけではなく「状態」という文言が使われていることです。「地位」とは法上の意味であるのに対して、「状態」とは事実上のことを意味しています。「慰安婦」の状態について、法的な意味に限定するのではなく事実状態に着目している点は重要です。ポイントの第二は、「所有権の行使」ではなく「所有権に伴う権能の行使」と書かれていることです。「所有権」とは「物」に対する全面的な支配権であり、通常、自由に物を使用、収益及び処分をする権利とされています。ところで、「人」は「物」を支配することはできませんが、「人」を支配することはできません。近代法では、全ての「人」はだれでも独立した人格を有する者として最高の価値を持っているからです。そのため、問われるべきことは「人」に対する「所有権」の有無ではなく「所有権に伴う権能」、すなわち所有権に伴う使用、収益及び処分をする権能の一部又は全部が行使されているかということになります。すなわち、「物」を支配するのと同じように「人」を支配すること、換言すれば、人間の自由・自律性の重大な剥奪をもたらしているかを判断することになります。

このように、「奴隷制度」かどうかは、事実上、ある人の自由や自律性が重大に剥奪されている状態にあるかがポイントです。したがって、仮に被害者が報酬を得たり、人道的な扱いがされていたとしても、それが支配の一形態にすぎないのであれば、奴隷制の本質が損なわれたことにはなりません。また、被害者が置かれている事実上の状態に着目するの

で、ある人がどのような方法でそのような状態に至ったのかは本質的な問題ではありません。強制連行されたかどうかは本質的な問題ではないということです。

次に、どのような場合に「所有権に伴う一部又は全部の権能」の行使といえるのか。それについて、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所で下された **Kunarac** 事件等を紹介しながら、当該事案ごとに、移動の支配、物理的環境の支配、心理的支配、逃亡を防止し又は抑止するためにとられる措置、力による威嚇又は強要、期間、排他性の主張、残虐な取扱及び虐待を受けること、セクシュアリティの支配、強制労働などの「徴証」の有無が参考になることを指摘しました。

そのうえで、原告である吉見先生の著書『従軍慰安婦』に書かれている「慰安婦」の置かれていた状態について、これら「徴証」に照らして検討した結果、これまで述べてきた「性奴隷制度」の要件を充たすことを明らかにしました。

その後、被告の国際法上の主張への反論を述べた後、最後に、被告は、原告が「慰安婦」制度が性奴隷制度でないことを知りながら、性奴隷制度であると拵え、でっち上げた（ねつ造）と主張しているが、国際法上も、また国際社会の言説状況に照らしても、「慰安婦」制度が性奴隷制度であるとされており、原告もそのように確信していたこと、したがって、原告がその著作の中で「慰安婦」制度が性奴隷制度であると述べていることに関して「ねつ造」したとの被告の主張がいかに荒唐無稽な主張であるかは明らかであると述べました。

川上弁護士について原告側の緒方弁護士が、準備書面（8）の前半部分について陳述しました。その内容は、被告側の様々な弁明にもかかわらず、この記者会見で被告が述べた、「吉見さんという方の本を引用されておりましたけれども、これは捏造である・・・」という文章は吉見さんの本が捏造である、としかうけとれない内容であること、この発言でも名誉毀損として内容が特定されており、名誉毀損は成立すること、仮に被告が吉見さんの本を読んでいなくても名誉毀損は成立すること、などの点を丁寧に説明しました。

ついで、大森弁護士が、被告の陳述書に関連して、その論理の飛躍と根拠のなさを陳述しました。被告は最近の朝日新聞の記事訂正問題で、女性たちを「慰安婦」にするために強制連行したという吉田清治の証言が虚偽として取り消された以上、強制連行はなかった、したがって「慰安婦は性奴隷」ではない、原告の「慰安婦＝性奴隷」という主張はその根拠を失ったのだから、原告がこの虚偽の事実を捏造したことが白日のもとに晒された、とのべています。しかし、そもそも原告はいかなる意味でも吉田清治氏の証言を自分の研究において使用したことはなく、被告のような強制連行がなければ「慰安婦」問題はなかったかのような議論にくみしたこともない、ということのをべ、いかに被告の論理がデタラメなものかを陳述しました。

なお準備書面（7）は、口頭では陳述されませんでした。原告がいかにその研究において高い評価を得てきたか、それに対して被告の行動はいかに深く原告の名誉を傷つけたかについて詳細に述べたものでした。

<被告側とのやり取り>

次に被告側代理人は、桜内氏の本人尋問と秦郁彦氏の証人申請を行いました。これに対して、秦氏を証人として採用するかどうかについて、やりとりが行われました。

被告は、秦氏を尋問しないのであれば、阿部浩己氏を尋問する必要はないとの考えを述べたのに対して、裁判長は、吉見先生の著書に阿部論文が引用されていることを指摘し、阿部氏の尋問は問題ない旨述べました。そのうえで、被告代理人に対して、尋問の趣旨に関して、「慰安婦」制度が国際法上性奴隷制度ではないことを明らかにする旨記載されているが、国際法学者でない秦氏が適格なのか疑問を呈しました。そして、陳述書が提出されないことには秦氏の証人採用を判断できないことから、秦氏を尋問するのであれば3月10日までに陳述書を提出するよう述べ、それを受けて3月16日に進行協議を行うことを決めて、この日の弁論は終わりました。

<今後の予定>

3月16日に代理人による進行協議が行われます。次回の期日は4月20日(月)午後1時30分から103号法定で阿部浩己教授の証人尋問と被告本人尋問が予定されています。

(2015年3月18日、ML<United -Peace> 3654 永岡功仔氏記)